

令和2年度 第5回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和3年1月7日（木）午後2時から午後2時50分まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「楨1」

2. 出席した委員の氏名

上野武委員（会長）、宇於崎勝也委員（会長代理）、石井慎一委員、芦谷典子委員、子安正宏委員、前島彩子委員

3. 議事の案件名及び結果

・同意案件

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可1件及び法第48条第1項ただし書の規定による許可1件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意
2	建築基準法第48条第1項ただし書の規定による許可の同意について	野田市	児童厚生施設（子ども館）	同意

4. 議事の経過（公開審議）

○同意案件第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・申請空地の周辺建物で、協定道路に接していないが協定に参加しているものが1軒あるが、なぜ協定に参加しているのか。
- 事務局・・・申請空地は平成元年に協定が締結されているが、当時は当該地と隣地が1つの宅地として協定道路に接していた。その後敷地分割が行われ、当該地は協定道路に接しなくなったが、協定の継承により関係宅地となっているためである。

○同意案件第2号

建築基準法第48条第1項ただし書の規定による許可の同意について（野田市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・子ども館の運営時間と、屋外の広場等の開放時間を教えてほしい。
- 事務局・・・施設の運営時間については、午前9時から午後8時、9時までを想定している。屋外広場等については終日開放されているが、管理上、必要に応じて注意等を行っていく。
- 委員・・・住民説明会で住民から、夜間、広場に人がたむろするのではないかという意見は寄せられなかったのか。
- 事務局・・・そのような趣旨の意見があり、市としては、懸念されるような状況になった場合には警備員を配置する等の対応を検討している。
- 委員・・・施設の公益上の必要性ということについては、「子ども館整備基本構想」を何年もかけて検討してきた結果として立地等が決定されているという理解で良いか。
- 事務局・・・本施設は野田市の子育てに関する計画である「野田市エンゼルプラン」に基づく施設である。現在、「野田市エンゼルプラン」は第5期となっており、市によって定期的な検討・更新がなされていることから、本施設は十分に公益性をもって計画されたと判断できる。
- 委員・・・近年、このような施設が複合用途化され規模が大きな事例を見るが、今回の計画には商業施設等は含まれるのか。
- 事務局・・・児童厚生施設のみである。

- 委員・・・ 今後、児童館は大規模なものに転換していくのか、既存の施設と併存するのか、野田市全体の児童館整備はどのような構想となっているのか。
- 事務局・・・ 市の計画では、既存の施設を統合していくかどうかについてまでは明言されていない。本施設の位置付けについては、市内の既存の6館よりも大きな施設となっており、市外の子供も受け入れる、市を代表する子ども館となるとのことである。
- 委員・・・ 市の所有地ということであるが、従前の利用状況はどうか。
- 事務局・・・ 野田市が平成4年に取得した土地であり、取得以来更地の状態である。
- 委員・・・ 地方自治体の公共施設は、人口減少が進むにつれ統合・整理される施策もあるが、今回の施設ではどうか。
- 事務局・・・ 市からは、統合等を行わず必要な施設を新たに建てる計画であるという説明を受けている。

以上